

入札参加資格制限措置公表

入札参加資格制限措置

1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

住 所	福島県本宮市高木字舟場25-8
商号又は名称	石橋建設工業株式会社
代 表 者	代表取締役 石橋 英雄

2 期間

令和8年3月27日から令和8年4月9日（2週間）

3 事実概要

令和6年12月18日、当該人が石橋・菅野特定建設工事共同企業体の代表者として施工中の福島県教育委員会発注「安達地区特別支援学校小中学部新築（建築）工事」（第23-70011-0013号）において、下請作業員が建物の型枠組立作業を行う際、墜落防止措置が講じられていない箇所に移動して作業を行い、段差に足をとられ落下し負傷した。

この事故では、作業員が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置等が講じられていなかったことなど、安全管理の措置が不適切であったと判断される。

4 措置理由

上記事実概要は、伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の5（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1】

要 件	期 間
(5)安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故 イ 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

問い合わせ先

伊達市財務部財政課契約検査係
福島県伊達市保原町字舟橋180番地

（電話）024-573-9150